

富士見市告示第56号

制限付一般競争入札（ダイレクト入札）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、この告示に記載されていない事項については、富士見市建設工事等ダイレクト入札共通事項（平成19年告示第225号）を適用する。

令和元年6月26日

富士見市長 星野光弘

工事番号	1901040031	
入札方法	制限付一般競争入札（電子入札・ダイレクト）	
工事名	舗装本復旧工事（その3）	
工事場所	富士見市山室2丁目地内 市道第417号線外	
工事概要	舗装撤去工 1.0式 舗装復旧工 556.5 m ² 付帯工 1.0式	
工期	契約確定の日から令和元年8月30日	
設計金額	4,820,000円（税抜き） 5,205,600円（消費税及び地方消費税の額を含む）	
最低制限価格	設定する	
入札参加資格	登録業種	舗装工事業
	事業所の所在地、総合評定値等	富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本店を有し、平成31・32年度富士見市入札参加資格申請において提出された経営規模等評価結果通知書に係る舗装工事の総合評定値が99点以下の者。
	施工実績等	・上記の者については、過去10年間（平成21年度から平成30年度）に、地方公共団体が発注する舗装工事の完成実績のある者。 ・完成実績については、富士見市と契約締結の権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。

	その他の資格	<p>入札公告日において、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。</p> <p>ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。</p> <p>※落札候補者については、社会保険等の加入に関する届出書(届出書第 1 号)又は社会保険等の適用除外に関する届出書(届出書第 2 号)等の提出が必要となります。詳しくは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入確認の提出書類を確認してください。</p>
	入札参加受付期間	<p>令和元年 6 月 27 日(木) 午前 9 時から 令和元年 7 月 10 日(水) 午後 4 時まで</p>
	入札期間	<p>令和元年 7 月 11 日(木) 午前 9 時から 令和元年 7 月 12 日(金) 午後 4 時まで</p>
	開札日時	令和元年 7 月 16 日(火) 午前 9 時 00 分
	再度入札の場合	<p>設計額を公表しているときは、再度入札は行わない。ただし、設計額を公開しない場合の入札回数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 再度入札は 1 回までとする。</p> <p>(2) 初度入札に参加しない者又は初度入札において最低制限価格を設定している場合、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者は失格とし、再度入札に参加することができない。</p> <p>(3) 初度入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期限及び開札は、初度入札の翌開庁日とし、再入札書の受付締切時間及び開札時間は、初度入札終了後、システムにより通知する。</p>
設計図書等	閲覧又は貸出期間	埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載するファイルより取得すること。
	質疑受付	<p>令和元年 6 月 27 日(木) 午前 9 時から 令和元年 7 月 5 日(金) 正午まで</p> <p>電子入札システムにより提出すること。</p> <p>(※質疑については、情報公開システムに添付している質問回答書を使用してください。)</p>
	質疑回答	<p>令和元年 7 月 9 日(火) まで</p> <p>電子入札システムに随時掲示する。</p>
	前金払	有(請負代金額が 130 万円以上の場合に限る。前金払の額は、契約額の 40%以内(限度額 1 億円)とし、1 万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあつては、その年割額の 40%以内とする。

中間前金払	無し
部 分 払	無し
契約保証金	契約金額の10分の1以上の金銭的保証を必要とする。
現場代理人 の兼務	可。(富士見市建設工事請負における現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いによる)
その他	入札情報システムに添付の『入札参加時における遵守事項』を熟知のうえ、入札に参加すること。
	提出ファイルの拡張子は、「.docx」(Microsoft word)、「.xlsx」(同 Excel) 又は、「.pptx」(同 PowerPoint) としてください。他の拡張子のファイルは提出できませんので、御注意ください。
	工期の延長が富士見市建設工事請負契約約款第19条から第21条までの規定による場合等、工期の延長が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分(免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分)につき請負代金額等を変更するものとする。

問合せ 富士見市役所契約検査課 049-251-2711